

令和5年度「若狭つくし会」本部事業報告

令和5年4月～令和6年3月

社会福祉法人「若狭つくし会」の目的と経営の原則

目的

「若狭つくし会」は、障害のある方が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会で営むことができるよう支援するため、地域の重要な社会資源として、福祉課題に積極的に取り組むことにより、地域社会からの信頼と支持を得て、障害のある方を含む地域社会全体に愛される法人を目指す。地域社会において永続的に役に立てる仕組みを大切にし、常に前を見て、常に考えて、常に人のために生きていくこと、周囲の人々に目を注ぎ、障害のある方や地域社会の声を尊重し「心して」支援していくことを目的として社会福祉事業を行う。

経営の原則

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

当法人が利用者の拠り所として更なる発展を遂げるためには、安定した事業運営による経営基盤の確立と人材の育成・確保により組織の充実を図っていくことが重要である。

また、社会情勢の変化、障害ニーズの多様化、利用者の増加、利用者の高齢化、感染症対策、若手人材の確保、職員の処遇改善や働き方改革など対応すべき課題が山積している。

就労事業所の喫緊の課題となっていた作業スペースの確保のため、新たな事業所の整備に向けて取り組みを行い、新築事業所が完成し新たな環境で「つくしの家」が開所し2年が経過する。

令和3年度：新築事業所の建築に向け社会福祉施設整備国庫補助金を申請したところ6月に内示を受け、8月に入札を行い9月に工事着工した。年度内の完成予定であったが、鉄骨資材等の納入遅延により年度内に完成はできなかった。

令和4年度：5月末に新築事業所が完成し6月に生活介護事業を含む多機能型就労生活支援事業所「つくしの家」の開所に併せて「本部」「相談支援事業所」を移転した。また、7月には「第2つくしの家」を元本部に移転し南川事業部として、拠点区分が2つとなる法人体制で新たなスタートをきった。

令和5年度：社会情勢等に応じて、生活介護事業においては定員を12名から15名に増員、相談支援事業受託にかかる消費税追加納税の対応などの必要性が生じたが、新たな体制で順調に事業の推進が図れている。

当法人の役割機能を充分に發揮し障害のある方の個人の尊厳を保持し、自立した生活を地域社会で営むができるよう、家族・地域・関係機関と連携しより良い支援のために努力を続けている。

1. 糜糊事業の実施
- (1) 分蘖給付事業
 - (2) 生活介護事業
 - (3) 地域生活支援事業
 - (4) 公益会目的交付事業
 - (1) 地域内研修の実施
 - (2) 内部研修 7回／年
 - (3) 事例検討、感染症研修、虐待防止研修・支援(セミナーの研修)
 - (2) 職場外研修への参加
 - ・精神保健福祉士養成事業者現任研修会
 - ・精神保健福祉士養成事業者現任研修会
 - ・相談支援研究会研修
 - ・相談支援初任者研修
 - ・精神保健福祉士養成事業者現任研修会
 - ・自立支援協議会／セミナー／セミナー／セミナー／セミナー
 - ・精神保健福祉士養成事業者現任研修会
 - ・相談支援現任研修
 - ・自己評価の実施
2. 看護の質の向上
- ②地域活動支援会員 『看護支援事業』 (小浜市委託)
 - ①公益会目的交付事業
 - ②地域活動支援会員 「小浜市」 (第2回の事業)
 - ③看護活動支援会員B型
 - ④共同生活援助事業
 - ①就労継続支援事業B型
 - ・本一アーバンアートヨコハマ「小浜市」
 - ・多機能型就労生活支援事業所 「(第2回の事業)」
 - ・多機能型就労生活支援事業所 「(第2回の事業)」
 - ・「民衆介護等事業
 - ②生活介護事業
 - ③訓練給付事業
3. 看護・看護師の制度化と変更等
- (1) 制度の制定・改正
 - ・苦情解決に関する規程の制定
 - ・非常勤職員等就業規程の廃止による非正規雇用職員就業規程の施行
 - ・就業規程の改正、經理規程の改正、職員給与規程の改正
4. 地域交流事業の実施
- 地域の皆様に尊重され当法人の理解を得た次の事業を実施いたしました。
 - ・「介護事業」 8月24日(木) 7月25日～26日、8月25日～26日等
 - ・「体験祭」 11月18日(日) 玉人丸、翻引巻、腰鼓等
 - ・「おひな祭会」 2月29日(木) おひな祭り開催・保護者とおひな祭会流
- 以上留意し、衛生状況等の点にて内容を検討いたしました。
- 法人行事

5. 会議の開催（理事会・評議員会、会計監査等）

理事会

第1回	と き ところ	令和5年5月30日（火） 若狭つくし会 多目的室（水取） 理事7名 監事2名
	出席者	決議事項
		1 令和4年度事業報告及び計算書類等の承認について 2 評議員候補者の推薦について 3 評議員選任・解任委員会の招集について 4 役員（理事・監事）候補者について 5 役員賠償責任保険の加入について 6 定時評議員会の招集について
	報告事項	1 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告
第2回	と き ところ	令和5年6月14日（水） ホテル アーバンポート 理事7名 監事2名
	出席者	決議事項
		1 理事長、副理事長及び常務理事の選定について 1 評議員選任・解任委員会の議事録について
第3回	と き ところ	令和6年3月19日（火） 若狭つくし会南川事業所 多目的室（南川） 理事7名 監事2名
	出席者	決議事項
		1 就業規程の改正について 2 非常勤職員等就業規程の廃止及び非正規雇用職員就業規程の施行について 3 経理規程の改正について 4 職員給与規程の改正令和5年度第1回資金収支補正予算について 2 令和6年度事業計画（案）について 3 令和6年度資金収支予算（案）について

評議員会

定時	と き ところ	令和5年6月14日（火） 若狭つくし会 多目的室（水取） 評議員6名、理事長・常務理事・監事2名
	出席者	決議事項
	報告事項	1 令和4年度計算書類及び財産目録の承認について 2 役員（理事7名・監事2名）の選任について 3 令和4年度第1回資金収支補正予算（案）について 1 評議員の委嘱について 2 令和4年度事業報告について
臨時	と き ところ	令和6年3月27日（水） 若狭つくし会 多目的室（水取） 評議員7名、理事長・常務理事・監事2名
	出席者	決議事項
		1 令和5年度第1回資金収支補正予算（案）について 2 令和6年度事業計画（案）について 4 令和6年度資金収支予算（案）について

9. 楊井果・若狭4市町村実施手当会議・協議会・研修への参画
- (福井県)
- 精神障害者福祉センター事業審議会
 - 精神障害者自殺対策協議会
 - 精神地区障害者(者)自立支援協議会(委員・実務者・運営委員出席)
 - 精神地区障害者(者)全体会・相談支援部会(委員・実務者・運営委員出席)
 - 精神障害者・実務者・運営委員出席
 - 精神保健福祉センター事業審議会(事務局)
 - 運営委員会・全体会・相談支援部会・介護士会議会議事議所連絡協議会
 - 若狭町・美浜町地域障害者見(者)自立支援協議会(委員・実務者・運営委員出席)
 - 運営委員会・全体会・相談支援部会・介護士会議会議事議所連絡協議会
 - 運営委員会・全体会・相談支援部会(委員・実務者・運営委員出席)
 - 運営委員会・全体会・相談支援部会(委員・実務者・運営委員出席)
 - 運営委員会・全体会・相談支援部会(委員・実務者・運営委員出席)
 - 運営委員会・全体会・相談支援部会(委員・実務者・運営委員出席)

8. 請報公開の推進
- (5) 事業所立ちの懇親会議等(1回/月)
- (4) 質疑応答会議(1回/月)
- (3) 全体会議(3回/年)
- (2) 痛特防止委員会(4回/年)
- (1) 管理職会議の開催(1回/月)
- 管理職会議化機制委員会を吸収し、各部門間の連携強化を図り更なる向上に努めます。
7. 各部門の連携の強化
- 各人全体の質疑応答会議を行う明確化し、経営実態の透明性を確保するため、拠点区分・専一化による統合化を実現します。

6. 通知文会計処理の実施
- 事業活動明細化などを充て、会計事務所と連携し、法人経営実態を正確に反映させた会計基準化を実現します。
7. 各部門の連携の強化
- 各人全体の質疑応答会議を行う明確化し、経営実態の透明性を確保するため、拠点区分・専一化による統合化を実現します。

内部監査	内部監査	内部監査	内部監査
内部監査	内部監査	内部監査	内部監査
内部監査	内部監査	内部監査	内部監査
内部監査	内部監査	内部監査	内部監査
内部監査	内部監査	内部監査	内部監査

10. 福祉団体が実施する地域福祉事業への参加
ボランティアが実施する福祉事業に参加した。
・若狭つくしを支える会交流ボウリング大会（2月）

11. 赤い羽根共同募金への協力
社会福祉法人福井県共同募金会小浜市共同募金委員会が実施する赤い羽根共同募金（10/1～12/31）
に協力し、小浜市内において 10 月 23 日（月）に利用者・職員が一体となり募金活動を行った。

12. 実習生等の受入れ
若狭高等看護学院からの看護学生 30 名の実習生を 5 回に分けて受け入れ実習指導を行った。同看護学院へは、講義「精神障害者への具体的支援」の依頼があり講師として職員を派遣した。
若狭健康福祉センターからの依頼で福井大学医学部学生 5 名の見学の受入れを行った。
嶺南西特別支援学校より、生徒 6 名を現場実習として受け入れた。

13. 福祉サービス苦情解決事業の推進
福祉サービスに関する苦情解決のため中立・公正な立場から助言を受ける第三者委員を設けている。
今年度は、当法人利用者から福井県障がい福祉課あてに職員の対応にかかるクレームの電話が入り県より事実調査の指示があった事案 1 件について対応を行った。事案について関係職員に事実確認を行うとともに、当事者や家族から直接訴えを聞き状況把握と話し合いを行い、その事実確認結果と経過について整理し県に報告した。結果として、第三者委員までいかずに解決したが、職員の言動として利用者個々に吟味し配慮していく必要性が示唆されたため、専門講師を依頼して職員教育を行った。

14. 健康・衛生指導
全職員、共同生活援助事業（グループホーム）の利用者に対して健康診断を実施した。
感染症予防のため、健康観察、マスクの着用、手洗い、消毒、抗原検査キットを用いた自己検査の実施など状況に応じて感染予防の徹底に努めた。